

# 児童手当の制度が変わります

支給対象を中学3年までから、高校生年代まで延長

第3子以降の支給額を、1万5千円から3万円に増額

大学生年代の子から第1子としてカウント

保護者の所得制限撤廃

支給月を4か月に1回から、2か月に1回に変更

- 児童手当法の一部改正に伴い、令和6年10月分から支給対象年齢や手当額が拡充されます。
- 制度改正により**申請が必要な方**と、**申請不要な方**がいます。
- 裏面のフローチャートをご確認の上、**伊東市子育て支援課へ郵送で申請**してください。

## ◆変更概要

	現 在		変 更 後	
0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～ 小学生	1子・2子 10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円		10,000円	
高校生	なし		10,000円	
所得制限	あり		なし	
支給月	年3回（6月10月2月）		年6回（偶数月）	

## ◆変更後のイメージ

例	現 在		変 更 後	
20歳大学生	カウント無	0円	第1子	0円
17歳高校生	第1子	0円	第2子	10,000円
14歳中学生	第2子	10,000円	第3子	30,000円
11歳小学生	第3子	15,000円	第4子	30,000円
支給月額	25,000円		70,000円	

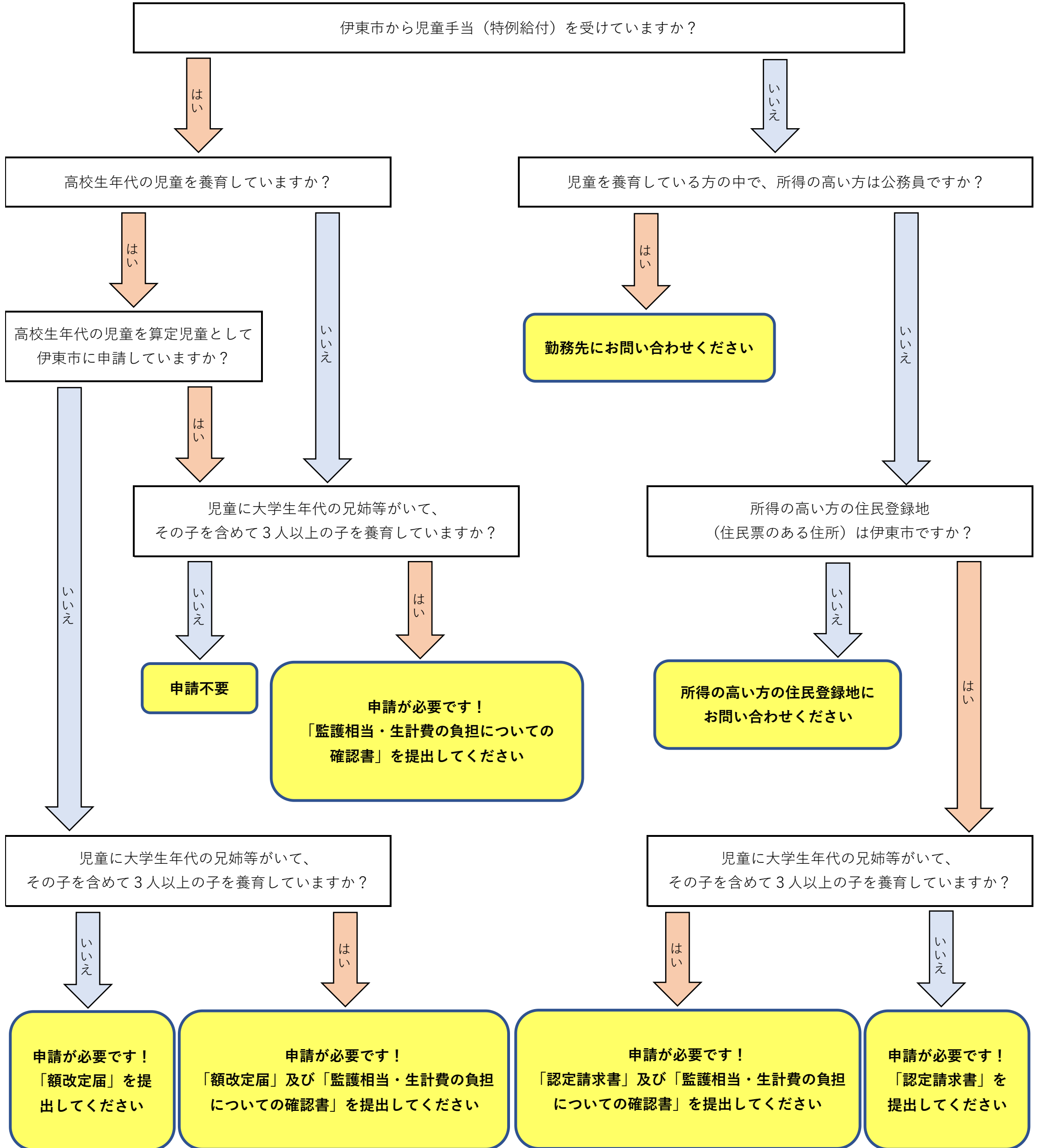
申請期限 令和6年9月30日（月）

提出先 伊東市子育て支援課

裏面もご確認ください



# 令和6年度児童手当制度改正 申請要否確認フローチャート



◎用語の説明

- ・児童：0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）
- ・高校生年代：15歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童（平成18年4月2日から平成21年4月1日に生まれた児童）高校に在学していない場合も含む。
- ・大学生年代の兄弟等：18歳に達する日以後最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子（平成14年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子）大学等に在学していない場合も含む。

【問い合わせ先】 伊東市役所 子育て支援課（平日8：30～17：15）

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号 TEL 0557-32-1581